

新 団体医療補償制度のご案内

(正式名称：団体総合生活保険)

ネットで 簡単手続き!

健康状態告知の簡素化&緩和
により、より多くのお客様にご加入
いただけるようになりました!

いじめや嫌がらせ、
痴漢冤罪時の相談ダイヤル等、
被害トラブルにも備えた補償を
用意しています!



GLTD
(団体長期障害所得補償)

団体割引適用!

10%

所得補償

ご加入可能な
上限年齢を
引き上げ!

団体割引適用!

10%

医療補償

団体割引適用!

10%

がん補償

団体割引適用!

10%

介護補償
(年金払介護)

団体割引適用!

10%

傷害・個人賠償責任・
弁護士費用等補償

団体割引適用!

5%

日本行政書士会連合会を保険契約者とする団体契約です。
加入対象者は日本行政書士会連合会(各都道府県行政書士会)の会員である行政書士およびそのご家族等です。
詳しくはP3をご参照ください。

保険期間**2024年1月1日午後4時から2025年1月1日午後4時まで1年間****保険料払込方法**

ご指定の口座より**2024年3月27日**振替開始、以降毎月**27日**に引き落としとなります。
(中途加入の場合は、補償が開始する翌々月より、毎月27日に引き落としとなります。)

申込締切日**2023年11月17日(金)**

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。

加入方法

・今年度の募集パンフレット等に記載の内容にて更新される方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。

新規ご加入の方、加入内容の変更をご希望される方は

<https://www.zengyodan.co.jp/hoken/iryo>よりお手続きください。**中途加入**

①加入依頼書申込:毎月10日までにお申込の方は、翌月1日より補償開始のお手続きをすることができます。

②WEB申込 :毎月末日までにお申込の方は、翌月1日より補償開始のお手続きをすることができます。



新団体医療補償制度は病気やケガによる 就業不能や入院等をサポートする保険です。

どれか1つの補償からでもご加入いただけます

長期間にわたる
病気やケガによる
就業障害時の
収入を
まもりたい!!



GLTD (団体長期障害所得補償)

地震・噴火またはこれらによる津波による就業障害も補償の対象!
最長70歳の誕生日までの長期間にわたる補償が可能!!
1口あたりの月額保険金額5万円の口数加入で、長期療養時の所得も補償!!*
メンタルヘルス不調等所定の精神障害も2年を限度に補償!!
*20口まで・100万円限度

病気やケガによる
就業不能時の
収入を
まもりたい!!



所得補償

地震・噴火またはこれらによる津波による就業不能も補償の対象!

1口あたりの月額保険金額5万円の口数加入で収入に応じて、
最大100万円を限度に補償金額を決定!!
メンタルヘルス不調等所定の精神障害も補償!!

病気やケガから
あなたを
まもりたい!!



医療補償

満89歳まで加入可能

日帰り入院から補償!!
入院日額は5,000円、10,000円、15,000円の3タイプ
総合先進医療・三大疾病一時金までを補償できるタイプもご用意!

がんから
あなたを
まもりたい!!

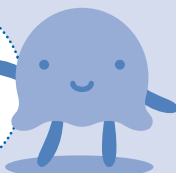


がん補償

満89歳まで加入可能

条件を満たせば、再発、転移しても一時金が再度受け取れます。
上皮内新生物・白血病も補償対象!!
入院保険金は1日目から支払日数の制限なく補償!!

介護の負担から
あなたを
まもりたい!!



介護補償 (年金払介護)

認知症アシスト付き

所定の要介護状態が継続する限り、最大10年間にわたって補償!
公的介護保険制度で自己負担となる介護用品購入等の費用への備え!
ご家族が加入される場合には、代理告知が可能!

突然のケガから
あなたを
まもりたい!!

まさかの法律上の
損害賠償責任
からあなたを
まもりたい!!

痴漢被害・冤罪
からあなたを
まもりたい!!



傷害・個人賠償責任・ 弁護士費用等補償

- 日常生活におけるケガで死亡された場合を補償!
- 他人の物を壊した、他人にケガをさせた場合の賠償責任を無制限で補償!
国内事故の場合は示談交渉もセット!
- ストーカーやいじめ等の人格権侵害のトラブルに関する弁護士費用を補償!
痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービスもセット!

本保険のご加入者は
いつでもご利用いただけます

充実の相談・
情報提供サービス

メディカルアシスト

お電話にて各種医療に関するご
相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄
りの医療機関をご案内します。

メンタルヘルスサポート

(メンタルヘルス電話相談)

職場や家庭等で起こるさまざまな
「こころ」の問題の解決をバック
アップします。

デイリーサポ

法律・税務・社会保険に
るお電話での相談や
の暮らしに役立つ情報
提供します。

GLTDご加入者のみ

被保険者本人の範囲

「傷害・個人賠償責任・弁護士費用等補償」以外の補償について、新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合には、被保険者本人について健康状態の告知が必要です。詳細はP30をご確認ください。

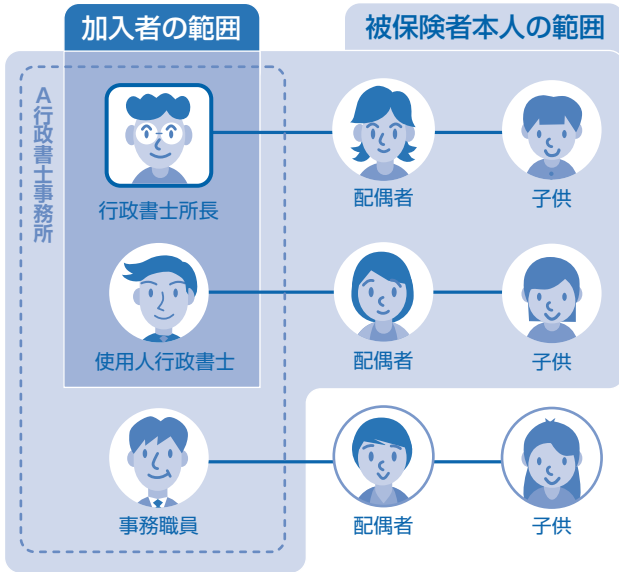
タイプ	行政書士ご本人	行政書士ご本人の家族(*1)	行政書士事務所職員	掲載ページ
本人 タイプ	○	—	—	P5・6
	団体契約の始期日時点の年齢が満15歳以上満69歳以下の方に限ります。			
	○	○	○	P7・8
	団体契約の始期日時点の年齢が、満15歳以上の方に限ります。			
	○	○	○	P9・10
団体契約の始期日時点の年齢が満5歳以上満89歳以下の方に限ります。				
○	○	○	P11・12	
団体契約の始期日時点の年齢が満5歳以上満89歳以下の方に限ります。				
○	○	○	P13・14	
新規ご加入は団体契約の始期日時点の年齢が満40歳以上79歳以下の方に限ります。継続加入は満84歳まで可能です。				
家族 タイプ	○	—	○	P15・16
	ご本人がご加入いただくことで、ご本人、配偶者、ご本人またはその配偶者の同居の親族、ご本人またはその配偶者の別居の未婚のこどもも補償対象となります。			

<p>一 介護アシスト</p> <p>お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。</p>	<p>認知症アシスト</p> <p>脳機能の維持向上に役立つトレーニングから、認知症になった場合のご本人やご家族等を支えるサービスまで、幅広くご提供します。</p> <p style="text-align: center;">介護補償(年金払介護)ご加入者のみ</p>	<p>いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル</p> <p>いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法について提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。</p> <p style="text-align: center;">傷害・個人賠償責任・弁護士費用等補償ご加入者のみ</p>	<p>P17・18</p>
--	--	--	---------------

*1 配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟、ご本人と同居されているご親族の方をいいます。ご親族とはご本人の6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。被保険者における用語の解説は、P3をご参照ください。

加入者と被保険者本人の範囲

所得補償、医療補償、がん補償、介護補償



団体長期障害所得補償



傷害・個人賠償責任・弁護士費用等補償



保険の対象となる方(被保険者)について

	団体長期障害所得補償、所得補償、 医療補償、がん補償、介護補償	傷害・個人賠償責任・ 弁護士費用等補償
	本人タイプ	家族タイプ
被保険者本人	●	●
被保険者本人の配偶者	—	●
被保険者本人またはその配偶者の同居のご親族	—	●
被保険者本人またはその配偶者の別居の未婚のお子様	—	●

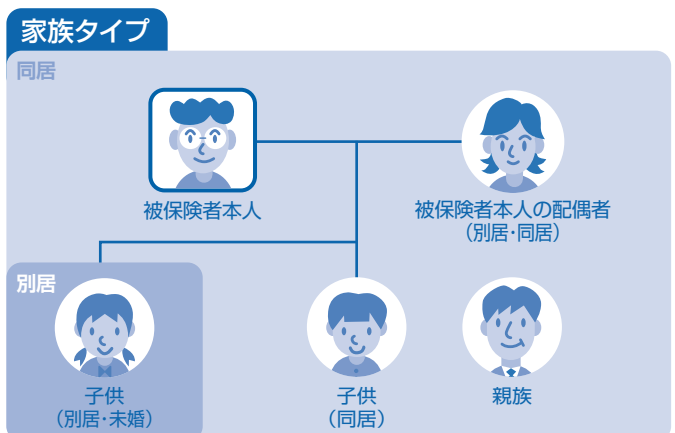
※保険の対象となる方の続柄は、傷害、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任補償において、ご本人が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)

団体長期障害所得補償、所得補償、 医療補償、がん補償、介護補償



傷害・個人賠償責任・弁護士費用等補償



【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】

- (1) 配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り。婚約とは異なります。)
① 婚姻意思(*1)を有すること ② 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- (2) 親族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)
- (3) 未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*1 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。



WEB加入手続きのご案内

WEBから簡単に加入が可能になりました!

WEB加入方法

1 二次元バーコードからアクセス



2 「生年月日」「性別」を入力。 「ご職業」は事務職(行政書士)を選択



3 「被保険者」を選択し、加入する「補償」を選択



4 「健康状態」を告知



5 「お客様情報*」を入力。 「重要事項説明書」を確認し、「加入する」ボタン押下



6 金融機関を選択し、「口座情報」を登録



* 所属コードと所属名は、ご入力不要です。

※屋号付き・法人口座はWEB登録ができませんので、代理店までご連絡ください。



長期療養時の損失まもり隊

GLTD (団体長期障害所得補償)

「保険金をお支払いする主な場合・保険金をお支払いしない主な場合」についてはこのパンフレットの[補償の概要等](P19)をご確認ください。

●被保険者がケガまたは病気により所定の就業障害になり、その期間が免責期間を超えた場合に被保険者が被る損失について、**長期間にわたり保険金をお支払いします。**

特長

団体割引
10%
適用

1 **わずか7日 (G3)の免責期間から、他の補償と合わせやすい120日 (G2)、372日 (G1)の免責期間をご用意しています。**

2 **満70歳の誕生日まで (65~69歳の方は5年間)の長期間にわたる補償も可能です。**

※病気の種類や復職後の状況によっては、満70歳まで補償しないことがあります。

3 **増加するメンタルヘルス不調に対応することができます!**
メンタルヘルス不調等所定の精神障害を原因とする休職等についても保険金をお支払いします。
(最長2年間)

※ただし、アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害は補償の対象となりません。

4 **復職、転職しても就業障害が残り、20%を超える所得喪失があれば所得喪失率に応じて補償!**

※「就業障害」とは

被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として就業に支障が生じている以下の状態をいいます。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。

1.免責期間中

身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない状態。

2.てん補期間開始後

身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%超となる状態。

5 **地震・噴火** またはこれらによる **津波** による就業障害も補償の対象となります。

てん補期間のイメージ図

G3: 7日
G2: 120日
G1: 372日

満70歳の誕生日まで

※白い部分は免責期間です。

※就業障害の原因となる身体障害を被った時が、この補償に最初に加算された日(初年度加入日)の直前1年間であった場合には、保険金のお支払いの対象とはなりません。ただし、その就業障害が初年度加入日から1年を経過した後に開始した場合には、その限りではありません。

月額保険金額・保険料について

タイプ名：G3・G2・G1^(※1) 1口あたりの月額保険金額^(※2) **5万円** てん補期間^(※3) **70歳の誕生日まで**
(65歳～69歳は5年間)
免責期間^(※4) **7日・120日・372日** 団体割引 **10%**

認知症・メンタル疾患補償特約(最長2年間)セット

●性別・年齢により保険料が異なります。

*1 加入依頼書にはタイプ名と口数をご記入ください。

*3 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間

*2 ご加入口数は20口(月額保険金額100万円)が限度です。

*4 保険金をお支払いしない期間

●保険料

ご加入タイプ	G3		医療補償と合わせやすいプランです。 G2		所得補償と合わせやすいプランです。 G1	
	7日		120日		372日	
年 齢	月額保険料(1口)					
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
15～24歳	2,330	1,690	560	370	430	300
25～29歳	2,630	2,360	590	490	460	400
30～34歳	3,040	3,340	650	660	510	530
35～39歳	3,600	4,640	840	1,020	640	810
40～44歳	4,470	6,110	1,270	1,700	990	1,350
45～49歳	5,670	7,430	1,980	2,610	1,540	2,060
50～54歳	6,920	8,160	3,010	3,700	2,420	3,030
55～59歳	8,130	8,110	4,350	4,730	3,420	3,750
60～64歳	8,520	6,930	5,410	5,110	3,880	3,680
65～69歳	9,170	6,170	6,700	5,720	5,120	4,410

※ご契約年齢は、被保険者(保険の対象となる方)の団体契約の始期日時点(2024年1月1日)の満年齢をいいます。

※保険料は毎年更新時の満年齢に基づき更新されます。



口数の決定方法

加入口数(保険金月額)は、平均月間所得額^(※5)の**85%以内かつ100万円以内**で口数をお決めください。

*5 直前12か月における保険の対象となる方(被保険者)の所得^(※6)の平均月額をいいます。

*6 「業務(加入依頼書等に記載の職業・職務)によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入(不動産所得や役員報酬等の就労の有無に関わらず得られるもの)」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

(詳しくは代理店または引受保険会社にご相談ください。)

たとえばこんな時!! ケガで就業障害に!

お受け取り例

ケガの場合(G1タイプ10口加入43歳男性の場合)

脳挫傷

就業不能(2年と372日間)
免責372日 保険金支払2年間

一部業務復職(2年間)

一部業務に復職後2年にわたり健康時の5割の所得となった

内訳

復職前2年間

50万円×所得喪失率100%×12か月×2年=1,200万円

復職後

50万円×所得喪失率50%×12か月×2年=600万円

保険金総額

1,800万円

上記は引受保険会社が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

被保険者本人の範囲については、P2をご確認ください。



就業不能時の損失まもり隊 所得補償

✓加入年齢を引上げ

「保険金をお支払いする主な場合・保険金をお支払いしない主な場合」についてはこのパンフレットの[補償の概要等](P20)をご確認ください。

- 被保険者(保険の対象となる方)がケガまたは病気により就業不能となり、その期間が免責期間(保険金をお支払いしない期間)を超えた場合に被保険者が被る損失(就業不能となることにより実際に生じた損失)について最長1年保険金をお支払いします。 ※骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても、保険金をお支払いします。

特長

団体割引
10%
適用

- 1 お仕事を休まれる原因が **ケガ・病気** のいずれでも補償の対象となります。



階段で転倒して
骨折・入院し、会社を休んだ。



胃潰瘍で入院し、
休業せざるを得なくなった。



- 2 増加する **メンタルヘルス不調** に対応することができます!
メンタルヘルス不調等所定の精神障害を原因とする休職等についても保険金をお支払いします。
(最長1年間)

- 3 入院だけでなく **自宅療養** (医師の治療を受けていることにより全く働けない場合) も補償されます。

- 4 ご加入の際、**医師の診査はありません**。
(加入依頼書の質問欄にあなたの健康状態を正しくご記入ください。)
※ご記入いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。

- 5 **地震・噴火** またはこれらによる **津波** による就業不能も補償の対象となります。

就業不能とは

ケガまたは病気を被り、その治療のために入院していること、または入院以外でそのケガもしくは病気について、医師等の治療を受けている(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している)ことにより、加入依頼書等記載の業務に全く従事できない状態をいいます。

ただし、死亡した後、あるいは病気またはケガが治癒した後は、いかなる場合でも就業不能とはいいません。

※「入院」とは、治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所等に入り、常に医師等の管理下において治療に専念することをいいます。

〈ご加入にあたって〉

- ①所得補償保険金額は、平均月間所得額の範囲内かつ100万円以内で口数をお決めください。
- ②この保険では、保険のご加入時に既に被っているケガや病気による就業不能については保険金のお支払いの対象とはなりません。
(ただし、新規ご加入時の保険期間(保険のご契約期間)開始後1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金お支払いの対象となります。)
- ③過去の傷病歴や、現在の健康状態、年齢等によりご加入をお断りすることがあります。また、更新をご希望の場合も上記と同様のお取扱いとなります。

月額保険金額・保険料について

タイプ名: **S** (*1)

1口あたりの月額保険金額(*2) **5万円**

てん補期間(*3) **1年**

免責期間(*4) **7日**

基本級別 **1級**

団体割引 **10%**

*1 加入依頼書にはタイプ名と口数をご記入ください。

*3 てん補期間:保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間。

*2 ご加入口数は20口(月額保険金額100万円)が限度です。 *4 免責期間:保険金をお支払いしない期間

ご加入タイプ	S
免責期間	7日
精神障害補償特約	有り
年齢	月額保険料(1口・男女共通) 単位:円
15~19歳	250
20~24歳	370
25~29歳	420
30~34歳	520
35~39歳	650
40~44歳	810
45~49歳	960
50~54歳	1,110
55~59歳	1,180
60~64歳	1,240
65~69歳	1,500
70~74歳	2,530
75~79歳	3,860
80歳~	5,250

※ご契約年齢は、被保険者(保険の対象となる方)の団体契約の始期日時点(2024年1月1日)の満年齢をいいます。

※払い込みいただく保険料は被保険者のお仕事の内容や年齢によって異なります。上記保険料は、基本級別1級(行政書士・事務所職員等)の方を対象としたものです。それ以外の方は、代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

たとえばこんな時!! 心筋梗塞で入院し、就業不能に!

お受け取り例

心筋梗塞の場合(6口加入50歳男性の場合)

心筋梗塞発病 ▶ 手術2回 ▶ 入院120日間 ▶ 退院

退院後も自宅療養を余儀なくされ、免責期間(7日間)経過後11か月にわたり、就業不能状態になってしまった。

月額保険料 **6,660円**

月額保険金額 1口5万円×6口: **30万円**

保険金
総額

30万×11か月=
330万円

上記は引受保険会社が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。



口数の 決定方法

加入口数(保険金月額)は、平均月間所得額(*5)の**85%以内**かつ**100万円以内**で口数をお決めください。

*5 直前12か月における保険の対象となる方(被保険者)の所得(*6)の平均月額をいいます。

*6 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入(不動産所得や役員報酬等の就労の有無に関わらず得られるもの)」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

(詳しくは代理店または引受保険会社にご相談ください。)

Q. 所得はどの範囲まで含めていいのですか?

A. 加入依頼書記載の職業・職務(行政書士や他土業の業務は事務職)によって得られる所得となります。

Q. 実績のない新規会員はどうすればいいですか?

A. 初年度は1口のみ加入できます。その後、更新時に増口が可能です。

※増口される場合には、健康状態の告知が必要です。詳細については、代理店にお問い合わせください。

被保険者本人の範囲については、P2をご確認ください。



病気・ケガの入院まもり隊 医療補償

「保険金をお支払いする主な場合・保険金をお支払いしない主な場合」についてはこのパンフレットの「補償の概要等」(P20)をご確認ください。

●思いがけない病気やケガ、意外とかさむ入院の費用。分かりやすい**定額の補償**で、**あなたとご家族を「病気やケガ」からお守り**します。

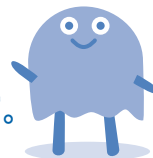
特長

団体割引
10%
適用

- 1 入院保険金は**日帰り入院**から、
1回の入院(*1)につき**120日**限度で補償します!
- 2 手術保険金は保険期間中、**何回でも**お受取りになれます。
(傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして(*2)2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。)
- 3 **先進医療**(*3)を受けたとき、**先進医療の技術料を通算100万円まで補償**します。
また、**粒子線治療**に関しては一定の条件を満たす場合に**高額な費用の立替が不要**です。(Dタイプ)



入院1日目から
補償します



お支払いする保険金の種類

ご加入例 ●30歳男性 ●ご加入タイプ：Dタイプ ●月払保険料：2,060円

治療に専念していただくために

入院保険金

病気やケガで入院された場合に、1回の入院(*1)について120日間までお支払いします。

日帰り入院から補償
1日につき **10,000円**

総合先進医療基本保険金・ 総合先進医療一時金

病気やケガで先進医療(*3)を受けたときに、保険金をお支払いします。
総合先進医療一時金は、病気やケガで総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けたときに、保険金(一時金)をお支払いします。

何度でも手術するたびに

手術保険金

病気やケガで手術(*4)を受けた場合にお支払いします。

何回でも
入院中以外(外来) ▶ **5万円**
入院中 ▶ **10万円**
重大手術(*5) ▶ **40万円**

(入院保険金日額の5・10・40倍をお支払いします。)

三大疾病と闘うために

三大疾病一時金

がんと診断確定(*6)または急性心筋梗塞・脳卒中と診断され、入院した場合にお支払いします。

100万円

※保険金のお支払いは保険期間(ご契約期間)を通じて1回に限りです。なお、2回目以降の保険金の支払いは、それ以前の保険金の支払事由に該当した日から、その日を含めて1年を超えた期間が経過していることを要します。

放射線治療保険金

病気やケガで放射線治療を受けた場合にお支払いします。

入院保険金日額の10倍 ▶ **10万円**

※血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。

- *1 「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。
・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院
- *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
- *3 対象となる先進医療については、後記「補償の概要等」をご確認ください。
- *4 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術や支払回数に制限がある手術があります。また、時期を同じくして(*2)2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。
- *5 対象となる重大手術については、後記「補償の概要等」をご確認ください。
- *6 がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

●また、上記以外のご加入タイプにつきましては、右記「保険金額・保険料について」に記載していますので、ご希望のタイプをお選びください。

保険金額・保険料 について

タイプ名：A・B・C・D（*7）

免責期間 0日

支払限度期間 120日

団体割引 10%

保険期間 1年

●保険料は、被保険者の年齢（*8）によって異なります。

*7 加入依頼書にはタイプ名をご記入ください。

*8 団体契約の始期日時点（2024年1月1日）の満年齢をいいます。

総合先進医療・三大疾病
一時金の補償があるタイプがこちら

ご加入タイプ	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ
病気やケガで入院されたら (疾病・傷害入院保険金日額)	1日につき 5,000円	1日につき 10,000円	1日につき 15,000円	1日につき 10,000円
病気やケガで手術されたら (疾病・傷害手術保険金日額)	入院中以外(外来)は入院保険金日額の 5倍 、 入院中は入院保険金日額の 10倍 、重大手術(*5)は入院保険金日額の 40倍			
放射線治療保険金額	5万円	10万円	15万円	10万円
三大疾病一時金額	—	—	—	100万円
総合先進医療基本保険金額	無し	無し	無し	100万円
総合先進医療一時金額	—	—	—	10万円

年 齢	月額保険料(男女共通)				単位：円
	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ	
5～9歳	600	1,200	1,800	1,500	
10～14歳	560	1,130	1,690	1,430	
15～19歳	620	1,250	1,860	1,550	
20～24歳	800	1,600	2,400	1,900	
25～29歳	840	1,690	2,540	1,990	
30～34歳	870	1,760	2,630	2,060	
35～39歳	930	1,870	2,800	2,300	
40～44歳	1,020	2,050	3,080	2,730	
45～49歳	1,290	2,600	3,890	3,700	
50～54歳	1,630	3,280	4,910	5,100	
55～59歳	2,220	4,450	6,670	6,980	
60～64歳	3,120	6,250	9,360	9,770	
65～69歳	4,180	8,370	12,550	13,540	
70～74歳	5,680	11,360	17,040	18,020	
75～79歳	7,130	14,270	21,400	22,490	
80～84歳	8,840	17,690	26,540	27,490	
85～89歳	9,120	18,240	27,360	29,630	

お受け取り例 1 脳卒中の場合 (Bタイプの場合)

脳卒中発病 ▶ 重大手術2回 ▶ 入院300日間 ▶ 退院

入院保険金
(入院日額10,000円×(120日-免責期間なし):120万円)
手術保険金
(入院日額10,000円×40倍×2回):80万円

保険金総額 **200**万円

お受け取り例 2 急性心筋梗塞の場合 (Dタイプの場合)

急性心筋梗塞発病 ▶ 開胸手術2回 ▶ 入院250日間 ▶ 退院

入院保険金 (入院日額10,000円×(120日-免責期間なし):120万円)
手術保険金 (入院日額10,000円×40倍×2回):80万円
三大疾病一時金:100万円

保険金総額 **300**万円

※手術保険金のお受取額は手術の種類によって異なります。

上記は引受保険会社が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

被保険者本人の範囲については、P2をご確認ください。



がん治療まもり隊

がん補償

「保険金をお支払いする主な場合」についてはこのパンフレットの「補償の概要等」(P21)をご確認ください。

●長期にわたる入院と高額な医療費の補償で、あなたとご家族を「がん」から守るプランをご用意しました。

特長

団体割引
10%
適用

- 1 「**上皮内新生物**」・「**白血病**」も補償対象になります。
- 2 入院保険金は**1日目から**支払日数の制限なく補償します。
- 3 20日以上継続して入院し、生存して退院したときに、**退院後療養保険金**をお支払いします。
- 4 ① **がんで三大治療(手術、放射線治療、抗がん剤治療)**のための通院をしたときに、**入院の有無にかかわらず**保険金をお支払いします。
② **がんで入院(日帰り入院も含む)**をしたときに、その前後の**通院**に対して、保険金をお支払いします。
(1回の入院の原因となったがんの治療のための通院について、425日が限度となります。①に該当する場合は、通院日数の限度はありません)
- 5 条件を満たせば、**再発・転移**しても一時金が再度受け取れます。
- 6 年々高額になっている**抗がん剤治療**を受けた場合に補償するプランもご用意しております。

お支払いする保険金の種類

ご加入例 ●30歳男性 ●ご加入タイプ：E1タイプ ●月払保険料：820円

がんと闘う準備金として

診断保険金

がんが診断確定(*1)されたとき、入院の有無にかかわらず一時金として

100万円

治療に専念していただくために

入院保険金

がんで入院(日帰り入院も含みます)したとき入院1日目から1日につき

何日でも **10,000円**

手術に打ち克つために

手術保険金

がんで所定の手術(*2)を受けたとき手術の種類に応じて1回につき

何回でも **10・20・40万円**

お見舞い返しなど退院後の出費に

退院後療養保険金

がんで継続して20日以上入院し生存して退院されたとき

退院後も **10万円**

通院時の医療費や交通費などに

通院保険金

①がんで三大治療(手術、放射線治療、抗がん剤治療)のための通院をしたときに、入院の有無にかかわらず保険金をお支払いします。
②がんで入院(日帰り入院も含みます)をしたときに、その前後の通院に対して、保険金をお支払いします。

1日につき(*3) **5,000円**

重いがんの場合は更に上乗せ

重度一時金

がんの症状が所定の重度状態にあると診断確定されたとき(*4)

100万円

年々高額化する抗がん剤治療のために

抗がん剤治療保険金

がんで抗がん剤治療を受けたとき

1か月につき(*6)

50,000円

がんと徹底的に
闘いましょう!!



●この保険で補償対象となる「がん」とは、悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」および「国際疾病分類—腫瘍学(NCC監修)第3版(2012年改正版)」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類—腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。

- *1 がんの診断確定は、病理組織学的所見により医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。また、同一被保険者についてがん診断保険金の支払は保険期間を通じて1回に限り、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。
- *2 時期を同じくして(*5)2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみ保険金をお支払いします。手術保険金のお支払い額は、手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍となります。
- *3 一回の入院の原因となったがんの治療を目的とする通院について、425日が限度です。(①に該当する場合は、通院日数の限度はありません)
- *4 「重度状態」とは、国際対がん連合(UICC)の定めるTNM分類等の病期分類において、がんの進行度がステージIVに該当すると診断確定された状態をいいます。
- *5 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
- *6 支払限度月数は60か月とします。

●また、上記以外のご加入タイプにつきましては、後記「保険金額・保険料について」に記載していますので、ご希望のタイプをお選びください。

保険金額・保険料 について

タイプ名：A1・B1・C1・D1・E1（*7）

保険期間 1年 団体割引 10%

●保険料は、被保険者の年齢（*8）によって異なります。

*7 加入依頼書にはタイプ名をご記入ください。

*8 団体契約の始期日時点（2024年1月1日）の満年齢をいいます。

抗がん剤治療の
補償があるタイプはこちら

基本補償	A1	B1	C1	D1	E1
がん診断保険金額	100万円	200万円	300万円	50万円	100万円
がん入院保険金日額	10,000円	20,000円	30,000円	5,000円	10,000円
がん手術保険金額	10万・20万・40万円	20万・40万・80万円	30万・60万・120万円	5万・10万・20万円	10万・20万・40万円
がん退院後療養保険金額	10万円	20万円	30万円	5万円	10万円
がん通院保険金日額	5,000円	10,000円	15,000円	—	5,000円
がん重度一時金額	100万円	200万円	300万円	—	100万円
抗がん剤治療保険金	—	—	—	—	5万円

年 齢	月額保険料(男女共通)					単位：円
5～9歳	190	340	510	90	220	
10～14歳	260	490	750	120	290	
15～19歳	200	390	580	100	250	
20～24歳	170	320	490	80	250	
25～29歳	340	660	980	130	450	
30～34歳	650	1,280	1,930	260	820	
35～39歳	1,020	2,000	3,030	370	1,340	
40～44歳	1,520	3,040	4,570	530	2,050	
45～49歳	2,250	4,500	6,760	780	3,010	
50～54歳	3,230	6,450	9,680	1,110	4,290	
55～59歳	4,930	9,850	14,790	1,720	6,410	
60～64歳	7,410	14,810	22,200	2,590	9,490	
65～69歳	10,030	20,070	30,110	3,620	12,730	
70～74歳	12,770	25,550	38,330	4,610	16,240	
75～79歳	15,110	30,220	45,330	5,570	19,030	
80～84歳	17,420	34,850	52,260	6,480	21,320	
85～89歳	19,390	38,790	58,200	7,290	22,690	

お受け取り例 1 胃がんの場合（A1タイプ30歳男性の場合）

胃がんと診断 ▶ 通院10日間 ▶ 手術(胃全摘除術) ▶
▶ 入院50日間 ▶ 退院後に20日間通院して治ゆ

内訳
診断保険金/100万円 100万円
入院保険金/10,000円×50日 50万円
手術保険金/10,000円×40倍×1回 40万円
退院後療養保険金/10万円 10万円
通院保険金/5,000円×30日 15万円

保険金総額 **215**万円

お受け取り例 2 乳がんの場合（E1タイプ30歳女性の場合）

乳がんと診断 ▶ 通院15日間(抗がん剤治療3か月間) ▶
▶ 手術(乳房切除術) ▶ 入院30日間 ▶ 退院後に通院30日間

内訳
診断保険金/100万円 100万円
入院保険金/10,000円×30日 30万円
手術保険金/10,000円×40倍×1回 40万円
退院後療養保険金/10万円 10万円
通院保険金/5,000円×45日 22.5万円
抗がん剤治療保険金/50,000円×3回 15万円

保険金総額 **217.5**万円

※今年度の保険期間中での受取例です。時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみ保険金をお支払いします。

上記は引受保険会社が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

被保険者本人の範囲については、P2をご確認ください。



介護の負担まもり隊

介護補償(年金払介護)

- ✓健康状態告知の改定
- ✓保険料改定

「保険金をお支払いする主な場合・保険金をお支払いしない主な場合」についてはこのパンフレットの[補償の概要等](P22)をご確認ください。

- 認知症の方・要介護者が年々増加する中、公的介護保険制度に基づく要介護3以上になった場合に、その日から毎年1回、最大10年間(10回)にわたり補償します。

特長

団体割引
10%
適用

- 1 最大10年間(10回) 保険金を**受け取ることができ、介護期間が長期にわたった場合も安心です。
- 保険の対象となる方がてん補期間(*1)中の保険金支払基準日(*2)時点で、要介護状態(*3)から回復した場合(例えば要介護3から要介護2になった場合等)や死亡した場合にはそれ以降の保険金をお支払いせず、保険金がより必要となる状況(要介護状態(*3)に該当している場合)にのみお支払いすることで、**リーズナブルな保険料**を実現しています。
- 3 要介護3以上**の認定をうけた時点で、以降の**保険料負担は不要**です。
- 将来の介護に備えて、ご家族、ご両親もご加入いただけます。また、ご家族の健康状態についてご加入者による**代理告知**が可能です。
- 5 認知症になっても安心して生活いただけるよう、「認知症アシスト」サービスを付帯しています。**

※サービスの具体的な内容は、「ご加入者向けサービス」をご参照ください。

*1 第1回年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年(10回目の保険金支払基準日(*2)まで)をいいます。

*2 1回目は最初に保険金を支払うべき要介護状態(*3)に該当した日、2回目以降は1回目から数えて翌年以降の毎年の応当日をいいます。

*3 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

※要介護状態(*3)から回復した場合や死亡した場合、その翌年度以降のてん補期間(*1)中の保険金支払基準日(*2)に、再度要介護状態(*3)に該当している場合は、保険金のお支払いを再開します。この場合も、てん補期間(*1)は1回目の保険金支払基準日(*2)から通算した期間となります。(例:最初に保険金をお支払いした後、すぐに回復したため、翌年以降5年間保険金をお支払いをしていない場合、その翌年に別の理由で再度要介護状態(*3)に該当し、それが継続したとしても、その後の保険金のお支払いは最大4年分となります。)

もしもの介護に備えて「介護補償」があると安心です。

●75~84歳では **5人に1人** が
要介護・要支援状態 に

しかも

- 月々の自己負担額 **平均 8.3万円**
- 介護は **長期間** におよびます
 - ・約64%が3年以上
 - ・平均介護期間61.1ヶ月

【出典】「令和元年度介護保険事業状況報告」(厚生労働省) 「令和元年年人口推計」(総務省統計局)
(公財)生命保険文化センター 「2021(令和3)年度 生命保険に関する全国実態調査」

だから 長期にわたる月々の介護費用に備えた資金準備があると安心です。

**保険金額・保険料
について**

タイプ名：K1・K2(*4)

てん補期間(*6) **10年** (10回目の保険金支払事由基準日まで)

団体割引 **10%**

保険期間 **1年**

●保険料は、被保険者の年齢(*5)や性別によって異なります。

*4 加入依頼書にはタイプ名をご記入ください。

*5 団体契約の始期日時点(2024年1月1日)の満年齢をいいます。

*6 第1回年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年(10回目の保険金支払基準日まで)をいいます。

ご加入タイプ	K1	K2
年金払介護補償 保険金額	50万円	100万円

年 齢	月額保険料			
	男性	女性	男性	女性
40～44歳	70	60	140	130
45～49歳	80	80	170	150
50～54歳	120	100	230	210
55～59歳	170	150	340	300
60～64歳	360	330	710	650
65～69歳	900	1,100	1,790	2,200
70～74歳	1,680	2,500	3,370	5,000
75～79歳	3,870	5,860	7,730	11,720
80～84歳(更新のみ)	6,770	10,620	13,540	21,230

※契約更新の場合は、更新時の保険の対象となる方ご本人の年齢が満84歳以下とします。

※ご加入後、保険金のお支払い方法を一時金払に変更することはできません。

お受け取り例 認知症の場合 (K2タイプの場合)

認知症 ▶ 要介護3以上の認定 ▶ 毎年、応当日に要介護3以上に相当

第1回目 保険金の支払 100万円 第2回目 保険金の支払 100万円 第3回目 保険金の支払 100万円 第10回目 保険金の支払 100万円

要介護3以上に該当し、翌年以降の応当日に要介護3以上に該当している場合

てん補期間
終了

要介護状態(*3)となり、
保険金のお支払開始

保険金のお支払終了

※てん補期間(*1)中の保険金支払基準日(*2)時点で、公的介護保険制度に基づく要介護3以上から要介護2以下に回復している年度は保険金をお支払いしません。その翌年度以降のてん補期間(*1)中の保険金支払基準日(*2)に、再度要介護状態(*3)に該当している場合は、保険金のお支払いを再開します。この場合も、てん補期間(*1)は1回目の保険金支払基準日(*2)から通算した期間となります。

(例：最初に保険金をお支払いした後、すぐに回復したため、翌年以降5年間保険金をお支払いをしていない場合、その翌年に別の理由で再度要介護状態(*3)に該当し、それが継続したとしても、その後の保険金のお支払いは最大4年分となります。)

※てん補期間(*1)中に死亡した後の保険金支払基準日(*2)においては、保険金をお支払いしません。

被保険者本人の範囲については、P2をご確認ください。



ケガや賠償責任の不安まもり隊

傷害・個人賠償責任・弁護士費

「保険金をお支払いする主な場合・保険金をお支払いしない主な場合」についてはこのパンフレットの[補償の概要等](P23)をご確認ください。

●「弁護士費用等補償」がセットになりました!

特長

団体割引
5%
適用

- 1** 全国の自治体で加入義務化が進む **自転車保険に対応**
- 2** 被保険者が被害者となる場合、加害者となる場合、両方の **トラブル解決を総合的にサポート** します。
- 3** **家族タイプ** のため、ご本人だけでなくご家族^(*)も補償します。
- 4** 国内の損害賠償事故は、無制限の補償額かつ **示談交渉サービス** が付いています。
※訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。
※業務(職務遂行)中の賠償責任は補償対象外となります。
- 5** 国内外を問わず **日常生活** やスポーツ・レジャー等で起こるさまざまなケガに対応します。
- 6** **ストーカーやいじめ等** の人格権侵害されたトラブルも補償します。
初動が重要と言われる痴漢冤罪についても、**いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル** により、**すぐに弁護士に相談可能です**。
※痴漢冤罪を証明するための弁護士費用は補償対象外となります。



*1 ご家族とは、被保険者本人の配偶者、被保険者本人またはその配偶者と同居の親族および別居の未婚の子どもをいいます。

例えば...

傷害補償

- 子どもが遊んでいる時にケガをしてしまった。
- 階段で足を踏み外して転倒してしまった。

※死亡・後遺障害保険金に限ります。

個人賠償責任補償

- 自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。
- 自宅で蛇口を閉め忘れ水を出しっぱなしにしてしまい、階下へ漏水してしまった。

弁護士費用等補償

- 子供がいじめを受けて精神的苦痛を被り不登校になり、弁護士に相談した。
- 通勤中、痴漢と間違われたときに、その場の対応方法等について電話相談した。

示談交渉サービス付帯

国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。



保険の対象となる方



東京海上日動



相手方

用等補償

保険金額・保険料 について

タイプ名: **SK**

保険期間 **1年**

職種級別 **A**

団体割引 **5%**

ご加入タイプ	SK
死亡・後遺障害保険金額	300万円
個人賠償責任補償保険金額	国内:無期限 国外:1億円
弁護士費用等補償保険金額	300万円
月額保険料	1,630円

- 国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)(*2)を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

*2 携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

- 国内外での「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガで死亡されたり後遺障害が生じたときに保険金をお支払いします。

- 国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢(*3)・ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ(*4)等により精神的苦痛を被った場合(*5)に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。

*3 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。

*4 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。

*5 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限りです。



近年ますます増加傾向にある自転車事故。

下記の通り、高額な賠償命令が下りる重大な事故も起きています。

お受け取り例 自転車で歩行者と接触し、歩行者が大ケガ。歩行者の所持品等も破損。

自転車で歩行者と接触し、歩行者が大ケガ。歩行者の所持品等も破損。

被害者(歩行者)が治療費と慰謝料を請求。

損害賠償金(治療費+慰謝料+訴訟費用)

実際の事例

平成25年7月神戸地裁の判決

被害者女性は頭蓋骨骨折等で意識が戻らない状態に。

賠償命令額 約**9,520**万円



傷害補償と個人賠償責任補償と弁護士費用等補償は3補償セットでの加入となります。

被保険者本人の範囲については、P2をご確認ください。

ご加入者向けサービス 「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ! 東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

■緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

■医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

■予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

■がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

■転院・患者移送手配*1

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

●受付時間*2

24時間365日

☎ 0120-708-110

*1 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。 *2 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。

デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

■法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

ホームページアドレス

www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

■社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

■暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

●受付時間(いずれも土日祝・年末・年始を除く)

■暮らしの情報提供 午前10時～午後4時

■税務相談 午後2時～午後4時

■法律相談

■社会保険に関する相談

午前10時～午後6時

☎ 0120-285-110

介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

■電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

■各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3
※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

■インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

ホームページアドレス

www.kaigonw.ne.jp

●受付時間(いずれも土日祝・年末・年始を除く)

■電話介護相談

■各種サービス優待紹介

午前9時～午後5時

☎ 0120-428-834

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内を行います。

*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください)に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

メンタルヘルスサポート

自動セット

対象となる補償(団体長期障害所得補償)にご加入いただいた場合

職場や家庭等で起こるさまざまな「こころ」の問題の解決をバックアップします。

■メンタルヘルス電話相談

職場や人間関係に関するお悩み等、メンタルヘルスについて看護師等にお電話でご相談いただけます。

●受付時間(日祝を除く)

午前9時～午後9時

☎ 0120-783-503

認知症アシスト

自動セット 対象となる補償・介護補償にご加入いただいた場合

脳機能の維持向上に役立つトレーニングから、認知症になった場合のご本人やご家族等を支えるサービスまで、幅広くご提供します。

■脳機能向上トレーニング

(株)NeUが提供する脳機能向上トレーニング(「脳を鍛えるトレーニング」)をご利用いただけます。監修は、「脳トレ」第一人者の川島隆太氏で、長年にわたる脳科学研究の知見を基にしています。本トレーニングは、記憶力や注意力等脳機能の維持向上を目的としたものであり、継続的なトレーニングにより効果を実感することができます。

脳機能向上トレーニング「脳を鍛えるトレーニング」

ホームページアドレス <https://tmnf-brain-training.jp>



左記二次元コードを読み取り、表示に従い、加入者証券番号の入力およびユーザ登録を行っていただきご利用ください。



監修：川島隆太氏

※本トレーニングは医療行為を行うものではありません。
 ※本トレーニングは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
 ※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットなどのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

■「認知症の人と家族の会」の紹介

認知症の方またはそのご家族の方に対して、「(公社)認知症の人と家族の会*1」をご紹介します。*2

*1 認知症とともに生きることの支援や、認知症に対する社会的理解を広める啓発活動を行っている法人です。
 *2 年会費については、お客様にご負担いただけます。

■脳の健康度チェック

パソコン・スマートフォン・タブレットを用いたトランプテストで「脳の健康度」をセルフチェックできるサービス「のうKNOW」をご提供します。保険の対象となる方ご自身にて短時間(約15分)で測定することができ、定期的に脳の健康度チェックに取り組んでいただけます。

※本サービスは診察および診断等の医療行為を行うものではありません。
 ※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
 ※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

●受付時間(いずれも土日祝・年末・年始を除く)

■緊急連絡ステッカー	■「認知症の人と家族の会」紹介	午前9時～午後5時
■脳の健康度チェック		午前9時～午後5時
■認知症介護電話相談		午前9時～午後5時

☎️ **0120-775-677**
 ☎️ **0120-002-531**
 ☎️ **0120-801-276**

■検索支援サービス

緊急連絡ステッカー

「緊急連絡ステッカー」をご希望に応じてお送りします*3。行方不明となった認知症の方を発見した方が持ち物に貼付された「緊急連絡ステッカー」に記載のフリーダイヤルに連絡してIDを入力すると、連絡先等の個人情報を公開せずにご家族等と通話することができます。

*3 ステッカーのお申込みは、保険の対象となる方が医師から認知症の診断を受けている場合に、初年度契約からの連続した保険期間中またはてん補期間中を通じて1回に限りです。ステッカーはフリーダイヤルにて受け付けた日の翌月末頃発送します。
 ※ステッカーの有効期限は登録から3年2か月です。有効期限後もステッカーをご利用される場合は、(一社)セーフティネットリンケージへご入会いただき、会費等のお支払いが必要となります。

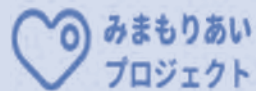
検索協力支援アプリ「みまもりあいアプリ」

「みまもりあいアプリ」は、(一社)セーフティネットリンケージが取り組む「みまもりあいプロジェクト*4」の支援ツールです。ご家族や介護ヘルパー等、認知症の方の行方不明時にご協力いただける方にあらかじめ本アプリをダウンロードしていただくことで、行方不明時に、「検索依頼」と「行方不明の方の情報や顔写真」を一斉送信することができます。配信情報は、アプリ内の発見ボタンを押すことで協力者に発見・御礼通知を配信するとともに消去されます。

*4 「緊急連絡ステッカー」と「検索協力支援アプリ」を使って、外出時の万一の事態(行方不明・事故等)に、地域で助け合える協力者を増やし、見守り合える街を育てる活動です。

Android

iPhone



平仮名「みまもりあい」で検索、または上記二次元コードでアプリを取得しご利用ください。

■認知症介護電話相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、認知症の対処法等のご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*5」をご利用いただくことも可能です。

*5 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

自動セット ※弁護士費用等にご加入いただいた場合

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法について提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。

■いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス

いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法(加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等)について弁護士に電話で相談できます。
 ※弁護士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

【対象となる相談内容】

以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。

- ・いじめ・嫌がらせ・痴漢・ストーカー行為
- ・自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

■痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス

痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場での対応方法について弁護士に電話で相談できます。

なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。
 ※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。

●受付時間(いずれも土日祝・年末・年始を除く)

■いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス	午前10時～午後6時
■痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス	午前7時30分～午前9時30分 午後5時～午後10時

☎️ **0120-300-575**
 ☎️ **0120-106-670**

※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
 ※職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛は対象外です。
 ※いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うためのもので、すべての問題解決を保証するものではありません。

(各サービス共通)

- ・ご相談のご利用は、保険期間中(認知症介護電話相談については、てん補期間中も含まれます。)にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といえます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシスト、介護アシスト、メンタルヘルスサポートの電話相談および認知症アシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はおお客様のご負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

ご注意ください

団体総合生活保険 補償の概要等

保険期間：1年

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」をご確認ください。



GLTD (団体長期障害所得補償)

病気やケガによって所定の就業障害になった場合に保険の対象となる方が被る損失に対して長期間にわたり保険金をお支払いします。

【ご注意】ただし、死亡された後は、いかなる場合でも「就業障害」とはいいません。

*1 GLTDは団体長期障害所得補償 (Group Long Term Disability) の略称です。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害所得補償基本特約	<p>病気やケガによって保険期間中に就業障害となり、その期間が継続して免責期間*1を超えた場合</p> <p>▶就業障害期間*2 1か月につき、以下の方法により計算した額をお支払いします。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">支払保険金=支払基礎所得額*3×所得喪失率*4×約定給付率(100%)</p> <p>ただし、支払基礎所得額*3が保険の対象となる方の平均月間所得額*5を超える場合には、平均月間所得額*5を支払基礎所得額*3としてお支払いする保険金の額を算出します。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※東京海上日動は保険の対象となる方が就業障害の状態になった場合には、ご契約者または保険の対象となる方の業務復帰援助のために協議することがあります。東京海上日動はその協議の結果として社会通念上保険の対象となる方の業務復帰のために有益と認められる費用をお支払いします。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。</p> <p>*2 「てん補期間*6内の就業障害の日数」をいいます(お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。)</p> <p>*3 保険金の算出の基礎となる申込書等記載の額をいいます。</p> <p>*4 病気やケガにより全く就業できない場合は100%とします。一部就業できる場合は、次の方法により計算します。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">所得喪失率=1-$\frac{\text{免責期間*1が終了する日の翌日から起算した各月における回復所得額*7}}{\text{免責期間*1が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得*8の額}}$</p> <p>ただし、所得*8の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響があった場合は、公正な調整を行うことがあります。</p> <p>*5 就業障害が開始した日の属する月の直前12か月における保険の対象となる方の所得*8の平均月額をいいます。</p> <p>*6 同一の病気やケガによる就業障害*9に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間(免責期間*1終了日の翌日から期間)のことをいいます。</p> <p>*7 免責期間*1開始以降に業務に復帰して得た所得*8の額をいい、免責期間*1の終了した月から1か月単位で計算します。</p> <p>*8 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。</p> <p>*9 就業障害が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業障害の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によって再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業障害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業障害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業障害 ・妊娠または出産による就業障害 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業障害 ・保険の対象となる方が被った精神障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業障害(所定の精神障害については2年を限度にお支払対象となります。) ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業障害 ・発熱等の他覚的症候のない感染による就業障害 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害 *1*2 <p style="text-align: right;">等</p> <ul style="list-style-type: none"> *1 初年度契約の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後開始した就業障害については、保険金のお支払対象となりません。 *2 就業障害の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。

※「就業障害」とは、以下の状態をいいます。(就業障害の定義:定義●)

免責期間*1中	てん補期間*1開始後
<p>病気やケガに伴う、下記①～③のいずれかの事由により、保険の対象となる方が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない状態。</p> <p>①その病気やケガのために、入院していること。</p> <p>②その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること。</p> <p>③その病気やケガによる後遺障害が残っていること。</p> <p>*1 免責期間については上記本文(保険金をお支払いする主な場合欄)内の「*1」をご確認ください。</p>	<p>病気やケガに伴う、下記①～③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない*2か、または一部従事することができず、かつ所得喪失率*3が20%超である状態。</p> <p>①その病気やケガのために、入院していること。</p> <p>②その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること。</p> <p>③その病気やケガによる後遺障害が残っていること。</p> <p>*1 てん補期間については上記本文(保険金をお支払いする主な場合欄)内の「*6」をご確認ください。</p> <p>*2 全く従事できない場合であっても、所得喪失率が20%を超えないときは、就業障害に該当しません。</p> <p>*3 所得喪失率については上記本文(保険金をお支払いする主な場合欄)内の「*4」をご確認ください。</p>



所得補償

病気やケガによって所定の就業不能になった場合*1に、保険の対象となる方が被る損失に対して保険金をお支払いします。

【ご注意】ただし、死亡された後、または病気やケガが治癒した後は、いかなる場合でも「就業不能」とはいいません。

*1 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により所定の就業不能になった場合についても、保険金をお支払いします（「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」が自動セットされます。）。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
所得補償基本特約	<p>病気やケガによって保険期間中に就業不能となり、その期間が継続して免責期間*1を超えた場合 ▶保険金額(月額)に就業不能期間(月数)*2を乗じた額をお支払いします。</p> <p>ただし、保険金額が保険の対象となる方の平均月間所得額*3を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決められた一定の期間のことをいいます。(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、免責期間を適用しません。)</p> <p>*2 「てん補期間*4内の就業不能の日数」をいいます(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、4日を加えた日数をいいます。)。お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。</p> <p>*3 免責期間*1が始まる直前12か月における保険の対象となる方の所得*5の平均月額をいいます。</p> <p>*4 同一の病気やケガによる就業不能*6(または骨髄採取手術による就業不能)に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決められた一定の期間(免責期間*1終了日の翌日からの期間)のことをいいます。原則として1年または2年となります。</p> <p>*5 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。</p> <p>*6 就業不能が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業不能の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によって再び就業不能となった場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業不能 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業不能(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業不能 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業不能 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業不能 ・妊娠または出産による就業不能 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業不能 ・保険の対象となる方が被った精神障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業不能(所定の精神障害についてはお支払いの対象となります。) ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業不能 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能*1*2 ・就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」をセットした最初の保険契約の保険始期日から、その日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時時点で既に発生している就業不能 <p>等</p> <p>*1 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金のお支払対象となります。</p> <p>*2 就業不能の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。</p>

※「就業不能」とは、病気やケガの治療のための入院、または入院以外で医師等の治療を受けている(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している)ことにより、加入依頼書等に記載の職業・職務に終日従事できない状態*1をいいます。

※「骨髄採取手術」とは、保険の対象となる方が、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

*1 例えば、保険の対象となる方が医師の場合には全日休診、保険の対象となる方が会社員の場合には終日出勤できない状態をいいます。したがって、半日でも職業・職務に従事した場合等は、終日従事できない状態とはいいません。



医療補償

病気やケガにより、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等(介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。)に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

保険金等の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
医療補償基本特約	<p>病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始した場合 ▶疾病入院保険金日額に入院した日数を乗じた額をお支払いします。</p> <p>ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*1を限度とします。</p> <p>※疾病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>*1 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決められた一定の日数のことをいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガ ・精神障害を原因とする事故によって被ったケガ ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ
	<p>病気の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1を受けられた場合 ▶以下の金額をお支払いします。</p> <p>① 重大手術(詳細は欄外ご参照) : 疾病入院保険金日額の40倍 ② ①以外の入院中の手術 : 疾病入院保険金日額の10倍 ③ ①および②以外の手術 : 疾病入院保険金日額の5倍</p> <p>*1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。</p> <p>*2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。</p>	

保険金等の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
医療補償基本特約	放射線治療 放射線治療 放射線治療	病気やケガの治療のため保険期間中に 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療*1 を受けられた場合 ▶疾病入院保険金日額の10倍をお支払いします。 *1 血液照射を除きます。お支払対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。	・アルコール依存および薬物依存 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいますが)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ*2*3 等
	傷害入院 傷害入院 傷害入院	ケガによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始した場合 ▶ 傷害入院保険金日額 に入院した日数を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、 傷害入院保険金支払限度日数*1 を限度とします。 *1 傷害入院保険金がお支払される入院中、さらに別のケガをされても傷害入院保険金は重複してはお支払いできません。 *1 1回の入院に対しては 保険金をお支払いする限度日数 として、 契約により取り決めた一定の日数 のことをいいます。	*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後には 保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払対象となりません。 *3 病気やケガを正しく告知していた場合であっても、 保険金のお支払対象とならないことがあります。
	傷害手術 傷害手術 傷害手術	ケガの治療のため、保険期間中に 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1 を受けられた場合 ▶以下の金額をお支払いします。 ① 重大手術(詳細は欄外ご参照) : 傷害入院保険金日額の40倍 ② ①以外の入院中の手術 : 傷害入院保険金日額の10倍 ③ ①および②以外の手術 : 傷害入院保険金日額の5倍 *1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ 保険金をお支払い します。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。	
総合先進医療基本特約	総合先進医療 総合先進医療 総合先進医療	病気やケガによって保険期間中に 先進医療*1 を受けられた場合(保険の対象となる方が一連の先進医療を受けた場合は、最初に受けた日に 保険金支払事由 に該当したものとみなします。) ▶ 先進医療にかかわる技術料*2 について 保険金をお支払い します。 ただし、 保険期間を通じて、総合先進医療基本保険金額を限度と します。 *1 「 先進医療 」とは、 公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。) 。なお、療養*3を受けた日現在、 公的医療保険制度の給付対象 になっている療養*3は 先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。) *2 次の費用等、 先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。 i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用(自己負担部分を含む) ii. 先進医療以外の評価療養のための費用 iii. 選定療養のための費用 iv. 食事療養のための費用 v. 生活療養のための費用 *3 次のいずれかに該当するものをいいます。 i. 診察 ii. 薬剤または治療材料の支給 iii. 処置、手術その他の治療	
	総合先進医療一時金 総合先進医療一時金 総合先進医療一時金	病気やケガによって保険期間中に 総合先進医療基本保険金 が 支払われる先進医療 を受けられた場合 ▶ 10万円をお支払い します。 ただし、 総合先進医療一時金のお支払いは、保険期間を通じて、1回に限り ます。	
三大疾病・重度傷害一時金特約 (三大疾病の補償特約) 三大疾病・重度傷害一時金特約 (三大疾病の補償特約)	三大疾病・重度傷害一時金 三大疾病・重度傷害一時金 三大疾病・重度傷害一時金	以下のような状態となった場合 ① 保険期間中に 悪性新生物(がん)*1 と診断確定された場合 ② 悪性心筋梗塞を発病し、 約款に定める所定の状態 にあることが 医師等により診断され、保険期間中にその治療のため入院を開始された場合 ③ 脳卒中を発病し、 約款に定める所定の状態 にあることが 医師等により確認され、保険期間中にその治療のため入院を開始された場合 ▶ 三大疾病・重度傷害一時金をお支払い します。 *1 補償対象となる「 悪性新生物(がん) 」とは以下のものをいいます。 がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」および「国際疾病分類-腫瘍学(NCC監修)第3版(2012年改正版)」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類-腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときは、その疾病を補償対象に含みます。 【ご注意】悪性新生物(がん)と診断確定された場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいますが)の保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前に診断確定されていたときは、保険金をお支払いできません。 *同一の事故により複数の保険金支払事由に該当した場合は、いずれか1つの保険金として支払うものとし、重複してはお支払いできません。 *この特約のいずれか1つの保険金をお支払いした場合には、同一保険期間中に上記①～③のいずれかの状態に該当したときでも保険金をお支払いできません。 *継続契約において、保険金支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内は、同一の保険金支払事由に該当しても保険金をお支払いできません。</div>	
	三大疾病・重度傷害一時金 三大疾病・重度傷害一時金 三大疾病・重度傷害一時金	※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。 ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院 ・退院後、その日を含めて180日を経過した日に再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガをみず)。によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院 ※「 重大手術 」とは以下の手術をいいます。ただし、 腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭 は除きます。 (重大手術の支払倍率変更に関する特約が自動セットされています。) ① がん に対する 開頭・開胸・開腹手術 および 四肢切断術 ② 脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍摘出術、縦隔腫瘍摘出術 ③ 心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術 ④ 日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓の全体または一部の移植手術 *1「 放射線治療 」とは、 重粒子線治療、陽子線治療 をいいます。 *2「 一定の条件 」とは、以下の条件等をいいます。詳細は(お問い合わせ先)までご連絡ください。 ・責任開始日から1年以上継続してご加入いただいていること。 ・ 放射線治療*1開始前に保険金のお支払対象であることが確認 できること。 * 変更・中止となる場合があります。	

【総合先進医療特約】における**放射線治療*1費用のお支払いについて**
「総合先進医療特約」のお支払対象となる**放射線治療*1**について、一定の条件*2を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ**放射線治療*1**にかかる**技術料相当額**を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。
事前のお手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の3週間前まで(お問い合わせ先)までご連絡ください(医療機関ではなく、お客様にお支払いすることもできます。)

がん補償

保険の対象となる方ががん*1と診断確定された場合や、その治療のため入院・手術をされた場合等(介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます)に保険金をお支払いします。
この補償については、死亡に対する補償はありません。
がん*1と診断確定されたときに、**がん*1以外の身体に生じた障害の影響等**によって、**がん*1の病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。**
詳細は、(お問い合わせ先)までご連絡ください。
*1 補償対象となる「**がん**」とは以下のものをいいます。**がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。**

悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「**疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠**」および「**国際疾病分類-腫瘍学(NCC監修)第3版(2012年改正版)**」に定められた内容によるものとします。**良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。**なお、「**疾病、傷害及び死因の統計分類提要**」または「**国際疾病分類-腫瘍学**」において、**新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病**があるときは、その疾病を補償対象に含みます。
【ご注意】**初年度契約の保険始期前にがんと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません(この場合、お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。)**

保険金等の種類		保険金をお支払いする主な場合
がん補償基本特約	がん診断保険金	<p>保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ■初めてがん診断確定された場合 ■この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん(原発がん)を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ■原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 <p>▶がん診断保険金をお支払します。</p> <p>ただし、がん診断保険金のお支払いは保険期間を通じて1回に限りです。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。</p>
	がん入院保険金	<p>がん診断確定され、その診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院(日帰り入院を含みます。)を開始した場合</p> <p>▶がん入院保険金日額に入院期間を乗じた額をお支払します。</p> <p>※がん入院保険金が支払われる期間中、さらにがん診断保険金の支払事由に該当しても、がん入院保険金は重複してはお支払いできません。</p>
	がん手術保険金	<p>がん診断確定され、その治療のため、保険期間中に所定の手術を受けられた場合</p> <p>▶手術の種類に応じてがん入院保険金日額の10倍、20倍または40倍の額をお支払します。</p> <p>ただし、時期を同じくして*1 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみお支払します。</p> <p>*1 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。</p>
	がん退院後療養保険金	<p>がん診断確定され、保険期間中にがん入院保険金のお支払対象となる入院を開始し、20日以上継続して入院した後、生存して退院した場合</p> <p>▶がん退院後療養保険金をお支払します。ただし、退院日からその日を含めて30日以内に開始した入院についてはがん退院後療養保険金をお支払いできません。</p>
	がん通院保険金 + がん通院保険金の補償拡大特約	<p>がん診断確定され、以下のいずれかの状態に該当した場合</p> <p>① 診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため以下のいずれかの条件を満たす通院(往診を含みます。)をされた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ■がん手術保険金のお支払対象となる所定の手術のための通院であること ■抗がん剤*1による治療のための通院であること <p>② 保険期間中にがん入院保険金のお支払対象となる入院(日帰り入院も含む)を開始し、以下の条件のすべてを満たす通院(往診を含みます。)をされた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要としている期間内に行われた通院であること ■入院の原因となったがんの治療のための通院であること ■入院の開始日の前日からその日を含めて遡及して60日以内(入院前通院期間)または退院日の翌日からその日を含めて365日以内(退院後通院期間)に行われた通院であること <p>▶がん通院保険金日額に通院日数(実日数)を乗じた額をお支払します。</p> <p>ただし、1回の入院(日帰り入院も含む)の原因となったがんの治療のための通院について425日を限度とします(①に該当する通院をされた場合、日数の限度はありません。)</p> <p>*1 診断確定されたがんの治療のため投薬または処方された所定の医薬品*2で、その時点において厚生労働大臣の承認を得ているものをいいます。</p> <p>*2 医薬品の種類によっては、お支払対象とならない場合があります。</p> <p>※がん入院保険金と重複してはお支払いできません。また、退院後通院期間中に新たに入院(日帰り入院も含みます。)をされ、入院前通院期間と退院後通院期間に重複する期間があったとしても、保険金は重複してはお支払いできません。</p>
	がん重度一時金	<p>がん診断確定され、保険期間中に以下のいずれかの状態になった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ■その病状が初めて重度状態*1と診断確定された場合 ■この保険契約が継続契約の場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に重度状態*1と診断確定されたがんが、治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移し、再び重度状態*1と診断確定されたとき <p>▶がん重度一時金をお支払します。</p> <p>ただし、がん重度一時金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限りです。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、その診断確定についてはがん重度一時金をお支払いできません。</p> <p>*1 国際対がん連合(UICC)の定めるTNM分類等の病期分類において、がんの進行度がステージⅣに該当すると診断確定された状態をいいます。</p>
抗がん剤治療補償特約	<p>保険期間中に抗がん剤治療*1を開始した場合</p> <p>▶抗がん剤治療*1をした日の属する各月*2について抗がん剤治療*1を開始した時点の抗がん剤治療保険金をお支払します。</p> <p>ただし、抗がん剤治療保険金の支払限度月数は60か月とします。</p> <p>※抗がん剤治療*1をされた月の翌月1日から、抗がん剤治療*1をすることなくその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再び抗がん剤治療*1をされた場合は、新たに抗がん剤治療*1を開始したものと取り扱います。</p> <p>*1 以下の条件のすべてを満たす入院または通院をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、その治療のための入院または通院であること ■公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、抗がん剤*3にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院であること <p>*2 抗がん剤治療保険金が支払われる月に、さらに別の抗がん剤治療*1をされても、抗がん剤治療保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>*3 診断確定されたがんの治療のため投薬または処方された所定の医薬品*4で、その時点において厚生労働大臣の承認を得ているものをいいます。</p> <p>*4 医薬品の種類によっては、お支払対象とならない場合があります。</p>	

介護補償(年金払介護)

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合に、最初に要介護状態*1となったその日から毎年1回、その日を含めて最大10年間(10回)にわたり保険金をお支払します。

この補償については、死亡に対する補償はありません。
 保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態*1の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払します。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

*1 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
年金払介護補償特約 + 介護補償基本特約	● 第1回年金払介護補償保険金	<p>保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合</p> <p>▶年金払介護補償保険金をお支払します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態*1 ●保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態 ●保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態(その方が受け取るべき金額部分) ●保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態 ●無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態 ●麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態 ●アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態 ●先天性疾患によって生じた要介護状態 ●医学的 he 覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態 ●この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)といします。の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態*2*3 等
	● 第2回以後年金払介護補償保険金	<p>既に第1回年金払介護補償保険金がお支払された場合で、てん補期間*1中の保険金支払基準日*2ごとに、保険の対象となる方が要介護状態*3に該当しているとき。</p> <p>▶年金払介護補償保険金をお支払します。</p> <p>※てん補期間*1中の保険金支払基準日*2時点で、公的介護保険制度に基づく要介護3以上から要介護2以下に回復している年度は保険金をお支払いしません。その翌年度以降のてん補期間*1中の保険金支払基準日*2に、再度要介護状態*3に該当している場合は、保険金のお支払いを再開します。この場合も、てん補期間*1は1回目の保険金支払基準日*2から通算した期間となります。</p>	

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
年金払介護補償特約 + 介護補償基本特約	<p>(例:最初に保険金をお支払いした後、すぐに回復したため、翌年以降5年間保険金をお支払いをしていない場合、その翌年に別の理由で再度要介護状態*3に該当し、それが継続したとしても、その後の保険金のお支払いは最大4年分となります。)</p> <p>上記にかかわらず、保険の対象となる方がてん補期間*1中に死亡した後の保険金支払基準日*2においては、保険金をお支払いしません。</p> <p>*1 第1回年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年(10回目の保険金支払基準日*2まで)をいいます。 *2 1回目は最初に保険金を支払うべき要介護状態*3に該当した日、2回目以降は1回目から数えて翌年以降の毎年の応当日をいいます。 *3 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。</p>	<p>*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。</p> <p>*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態*4については、保険金のお支払対象となります。</p> <p>*3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。</p> <p>*4 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。</p>

*保険期間の開始時以降に公的介護保険制度の改正が行われた場合には、その制度の改正の内容または程度等に応じ、この保険契約の保険期間の開始時点において有効な公的介護保険制度に基づく要介護3以上に相当すると認められる状態を要介護状態とみなします。

公的介護保険制度とは

公的介護保険制度の概要

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

公的介護保険制度の被保険者(加入者)と受給要件

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下*1	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん、関節リウマチ等の加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ●要介護状態(寝たきり、認知症等で介護が必要な状態) ●要支援状態(日常生活に支援が必要な状態)

*1 公的医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者である必要があります。

公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分について

公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分	状態像
非該当(自立)	歩行や起き上がり等の日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用等の手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1 日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2 要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1 要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2 要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3 要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4 要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
5 要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。	



傷害補償

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p> <p>▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金額がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。</p>	<p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ</p> <p>等</p>
	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合</p> <p>▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	



個人賠償責任補償

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
<p>国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■電車等*1を運行不能にさせた場合 ■国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 <p>※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。</p> <p>※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 自動車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。</p> <p>*2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物</p> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■受託品の電氣的または機械的の事故 ■受託品の置き忘れまたは紛失*4 ■詐欺または横領 ■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 等 <p>*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。</p> <p>*2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。</p> <p>*3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。</p> <p>*4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p> <p>*5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。</p>

個人賠償責任補償特約



弁護士費用等補償

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
<p>国内において以下のような事由により、保険金の受取人*1が弁護士費用または法律相談費用を負担した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ■急激かつ偶然な外来の事故(自動車事故を除きます。)によって被った身体の障害*2または財物の損壊等*3について、相手方に法律上の損害賠償請求をした場合 ■または法律相談をした場合 ■不当行為による自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害を受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合 ■痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせを受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合 ▶1つの原因事故*5について保険の対象となる方1名あたり300万円を限度に保険金をお支払いします*6。 <p>※弁護士等*7への委任や弁護士等*8への法律相談および弁護士等*8への費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 保険の対象となる方または保険の対象となる方の法定相続人、配偶者*9、父母もしくはお子様に該当する方をいいます。</p> <p>*2 病気またはケガをいいます。</p> <p>*3 損壊または盗取をいい、詐欺を含みません。</p> <p>*4 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。</p> <p>*5 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。</p> <p>*6 弁護士等*7への報酬を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。</p> <p>*7 弁護士または司法書士をいいます。</p> <p>*8 弁護士、司法書士または行政書士をいいます。</p> <p>*9 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚姻とは異なります。)</p> <p>①婚姻意思*10を有すること</p> <p>②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること</p> <p>*10 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象となる方の自殺行為*1、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた身体の障害 *2、財物の損壊等*3または精神的苦痛 ・液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくはいっ出により生じた身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛 ・財物の瑕疵、自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ等による財物の損壊等*3 ・労働災害により生じた身体の障害*2または精神的苦痛 ・診療、治療、医薬品等の調剤、身体の整形、マッサージまたは柔道整復等を受けたことにより生じた身体の障害*2 ・石綿もしくは石棉を含む製品等が有する発ガン性等に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛 ・環境ホルモンの有害な特性に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛 ・電磁波障害に起因する身体の障害*2または精神的苦痛 ・騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛 ・職務の遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛 ・保険の対象となる方または賠償義務者*4の自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して発生した身体の障害*2または財物の損壊等*3 ・保険の対象となる方または保険の対象となる方の配偶者*5、父母もしくはお子様が賠償義務者*4である場合 ・保険契約または共済契約に関する原因事故*6 <p>等</p> <p>*1 保険金のお支払対象となる原因事故*6による精神的苦痛によって自殺した場合は、保険金をお支払いすることがあります。</p> <p>*2 病気またはケガをいいます。</p> <p>*3 損壊または盗取をいい、詐欺を含みません。</p> <p>*4 法律上の損害賠償請求を受ける方をいいます。</p> <p>*5 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚姻とは異なります。)</p> <p>①婚姻意思*7を有すること</p> <p>②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること</p> <p>*6 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。</p> <p>*7 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。</p>

弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)

《重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明)》 団体総合生活保険にご加入いただくお客様へ (必ずお読みください)

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

◆マークのご説明



保険商品の内容をご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特に注意いただきたい事項

I ご加入前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。
この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただきますことがあります。

2. 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3. 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 ●救済者費用等補償特約 ●弁護士費用等補償特約(人格権侵害等) ●トラブル対策費用補償特約 ●葬祭費用補償特約(医療用・所得補償用) ●がん葬祭費用補償特約 ●育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約

*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4. 保険金額等の設定

この保険の保険金額*1はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。



(金融庁ホームページ)

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償においては、保険期間の途中でご加入者からのお申出による保険金額*1の増額等はできません。

[所得補償・団体長期障害所得補償]

所得補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約の保険金額*1は、平均月間所得額*2以下(平均月間所得額*2の85%以下を目安)で設定してください(保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額*2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。)

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額*3×約定給付率となります。

*2 直前12か月における保険の対象となる方の所得*4の平均月額をいいます。

*3 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。

*4 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得

の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

5. 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3) 保険料の一括払込みが必要な場合について

(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)
ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- 退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- 脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- 資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

* 保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分*1を解除することがありますのでご注意ください。

* 所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意ください内容につきましては、「II-1告知義務」をご確認ください。

*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)

7. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1. 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「III-1通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたりない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は次項表をご確認ください(項目名は補償によって異なる場合があります。)。また、ご加入後に加入内容変更として次頁表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での次頁表の事項が告知事項となります。

【告知事項・通知事項一覧】

★：告知事項 ☆：告知事項かつ通知事項

基本補償・特約 項目名	傷害補償	所得補償	団体長期障害 所得補償、 がん補償、 医療補償	介護補償
生年月日	—	★	★	★
性別	—	—	★	★*3
職業・職務*1	☆	☆	—	—
健康状態告知*2	—	★	★	★

※すべての補償について「他の保険契約等*4」を締結されている場合はその内容についても告知事項(★)となります。

*1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

*2 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。

*3 年金払介護補償特約をセットされる場合のみ、告知事項となります。

*4 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一であるが保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができないことがあります。

【所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償の告知】(健康状態告知書)

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されると、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

なお、介護補償にご加入される場合または介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者*5、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方とすることは、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。

*5 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚約とは異なります。)

- a. 婚姻意思*6を有すること。
- b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

*6 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について
東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

③告知が事実と相違する場合

告知していたく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*7から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります*8。

●責任開始日*7から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。

●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*9(ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。)

*7 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。

*8 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

*9 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

(例)「現在の医療水準では治りが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

ご加入後、または保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2.クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3.保険金受取人

【傷害補償】

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、「お問い合わせ先」までお申出ください。

*1 家族型補償(本人型以外)の場合、ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

【がん補償】

保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

4.現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご加入を解約、減額等することを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、保険契約の始期日の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

III ご加入後におけるご注意事項

1.通知義務等

【通知事項】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく「お問い合わせ先」までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらぬ場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「II-1告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

- すべての補償共通
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく「お問い合わせ先」までご連絡ください。
- 所得補償、団体長期障害所得補償
保険期間の途中において保険の対象となる方の平均月間所得額*1がご加入時の額より減少した場合には、「お問い合わせ先」までご連絡のうえ、所得補償の場合は保険金額、団体長期障害所得補償の場合は支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。
*1 直前12か月における保険の対象となる方の所得*2の平均月額をいいます。
*2 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。
- 借家人賠償責任
保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめ「お問い合わせ先」までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、「お問い合わせ先」までご連絡ください。ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、「お問い合わせ先」の担当者へ、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2.解約されるとき

ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
*1 解約日以降に請求することがあります。
*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3.保険の対象となる方からのお申出による解約

傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4.満期を迎えるとき

【保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合】

- 所得補償
就業不能の原因となった病気、保険金請求状況等によっては、次回以降の補償の更新をお断りすることがあります。
- 上記以外の補償共通
保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合】

所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

【更新後契約の補償内容を拡充する場合】

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額*1の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。
*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なる場合がありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

IV その他ご留意いただきたいこと

1.個人情報の取扱い

●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること
- 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichico.jp）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いられません。

2.ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象とする方としてご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
 - ①この保険が継続されてきた最初のご加入（初年度契約といえます。）の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
 - ②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき（その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。）
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3.ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4.保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任、費用に関する補償	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間を経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回る場合があります。

5.その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。

- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれ引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、下記をご確認ください。

この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合につきましては、団体窓口にご確認ください。

<引受保険会社>

東京海上日動火災保険（幹事保険会社）

損害保険ジャパン

三井住友海上火災保険

※医療補償、がん補償、介護補償については東京海上日動の単独引受けとなります。

V 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに(介護補償については遅滞なく、所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に)《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類(介護補償(年金払介護)においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。)
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいないう場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。
*1 法律上の配偶者に限ります。

- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
 - ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。保険金のお支払後に、保険の対象となる方(またはご加入者)からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方(またはご加入者)に傷病名等を察知される可能性があります。
 - ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方(またはご加入者)が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
 1. 保険の対象となる方(またはご加入者)が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
 2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
 3. ご加入者をご加入内容の変更手続きを行う場合
 本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
- 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)



東京海上日動火災保険株式会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険株式会社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは**03-4332-5241**をご利用ください。

受付時間:平日午前9時15分~午後5時(土日祝・年末年始はお休みとさせていただきます。)

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

事故受付センター
(東京海上日動安心110番)



0120-720-110

受付時間:24時間365日

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

ご加入内容確認事項【意向確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。
お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- | | |
|---|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 保険金をお支払いする主な場合 | <input type="checkbox"/> 保険料・保険料払込方法 |
| <input type="checkbox"/> 保険金額*1、免責金額(自己負担額) | <input type="checkbox"/> 保険の対象となる方 |
| <input type="checkbox"/> 保険期間 | |

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

確認事項	傷害補償	所得補償	団体長期障害所得補償	がん補償	医療補償	介護補償	左記以外の補償
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？	—	○	○	○	○	○	—
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「職業・職務」欄は正しくご記入いただいていますか？ ※傷害補償の場合、各区分(AまたはB)に該当する職業例は下記のとおりです。 ○職種級別Aに該当する方:「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別Bに該当しない方 ○職種級別Bに該当する方:「自動車運転者」、「建設作業員」、「農林業作業員」、「漁業作業員」、「採鉱・採石作業員」、「木・竹・草・つる製品製造作業員」(以上、6職種)	○	—	—	—	—	—	—
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「職業・職務」欄は正しくご記入いただいていますか？	—	○	—	—	—	—	—
<input type="checkbox"/> 保険金額*1は、平均月間所得額*2以下となっていますか？ (平均月間所得額*2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。)なお、保険金額*1の設定の方法やお引受けできる限度額についてはパンフレット等をご確認ください。 *1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。 *2 「平均月間所得額」とは、加入申込み直前12か月における保険の対象となる方の所得の平均月額をいいます。	—	○	○	—	—	—	—
●「健康状態告知が必要な場合のみ」ご確認ください。 <input type="checkbox"/> 保険の対象となる方によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？ *3 介護補償については、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただくことも可能です。	—	○	○	○	○	○*3	—
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？	○	○	○	○	○	○	○

3. 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認ください。

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。
*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

告知の
大切さに
関する
ご案内

告知の大切さについて、 ご説明させていただきます。

●所得補償、団体長期障害所得補償 (GLTD)、医療補償、がん補償、介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合*1には、保険の対象となる方(被保険者)について健康状態の告知が必要です。

*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます(更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。)

告知書は保険の対象となる方ご自身がありのままにご記入ください。*1

**告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけない
ことがあります。*2**

*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。

介護補償にのみ(追加)加入される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方(被保険者)とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。

*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

お申込み後、保険金請求時等に、
**告知内容についてご確認させて
いただく場合があります。**

えっと、
1年前に…



告知内容を
確認させて
ください

告知いただく内容例は次のとおりです。

- 1 入院または手術の有無(予定を含みます)
- 2 告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療(投薬の指示を含みます)の有無
- 3 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無

※ 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。
詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

等

以下のケースも告知が必要となります。

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内の健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」と指摘をされたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

ご注意ください 告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

- 新たな保険契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書記載の注意喚起情報をご確認ください。
- 告知すべき内容を後日思い出された場合には、〈お問い合わせ先〉までご連絡ください。
- 所得補償、団体長期障害所得補償 (GLTD)、医療補償、介護補償については、支払責任を開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象となることがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払対象となります。

よろしくお願いいたします。



※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。告知に関するお問い合わせは、〈お問い合わせ先〉までご連絡ください。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

必ずお読みください

団体総合生活保険の
2023年10月1日以降始期契約のご加入者様

東京海上日動火災保険株式会社

団体総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご加入いただいております団体総合生活保険について、2023年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

■主な改定点

変更する補償	改定項目	概要
介護補償	保険料の改定	直近の保険金のお支払実績等を踏まえ、介護補償の保険料を改定します。
	健康状態告知書の改定	保険金のお支払実績を踏まえたより適切なアンダーライティング、告知対象疾病の簡素化等の観点から、介護補償の健康状態告知書を改定します。
賠償・財産・費用に関する補償	「携行品特約」等における約款文言の明確化および保険の対象となる物の改定	約款上「保険の対象に含まない物」としている「携帯式通信機器」および「携帯式電子事務機器」について、該当する機器が分かりづらいとの声を踏まえ、機器を限定列挙する方式に変更します。 また、分かりやすさの観点から、仕様（自発的通信機能の有無）により補償対象か否かが異なっている機器について、取扱いを統一します。 取扱いを統一する主な機器は以下のとおりです。 補償対象とする機器：デジタルカメラ、スマートウォッチ、無線機 補償対象外とする機器（*1）：ハンディターミナル、POS端末、音声翻訳機 <対象特約> 個人賠償責任補償特約 （*1）個人賠償責任補償特約については、従来より補償対象外です。
	携行品特約等における免責事由（保険金をお支払いしない場合）の改定	「保険金をお支払いしない場合」として規定している「土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害」に、「土地の振動等によって生じた損害」を追加します。 <対象特約> 個人賠償責任補償特約
	「弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）」における「ストーカー行為」「嫌がらせ」の規定改定	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が改正され、規制対象となる行為に「拒まれたにもかかわらず、連続して文書を送る行為」や「GPS機器等を用いた位置情報の無承諾取得」等が追加されたことを踏まえ、約款上の「ストーカー行為」の定義に改正内容を反映する等の約款改定を行います。
医療補償、がん補償	「がん」の診断確定に関する規定の明確化	「がん」の診断確定について、現在は病理組織学的所見が得られない場合のみその他の所見による診断確定を認める旨規定していますが、細胞学的検査等その他の検査による診断確定が一般的ながんもあるため、合理的な理由がある場合はその他の所見による診断確定も認めることを約款上明確化します。 <対象特約> がん補償基本特約、医療補償基本特約・三大疾病・重度傷害一時金特約（医療用）

このご案内は、2023年10月1日始期以降の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

この保険は、日本行政書士会連合会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として日本行政書士会連合会が有します。

〈ご注意〉

今回更新いただく内容等に一部改定があります。補償内容等の主な改定点は「団体総合生活保険 商品改定のご案内」のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

現在ご加入の方につきましては、表紙記載の申込締切日までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

お問い合わせ先

〈代理店〉

株式会社 全行団

〒105-0001
東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
虎ノ門タワーズオフィス 10階

TEL.03-6450-1622 (受付:平日9:00~17:00)

FAX.03-6450-1623

〈引受保険会社〉

〔幹事保険会社〕

東京海上日動火災保険株式会社

〈担当課〉

広域法人部 法人第二課

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

TEL.03-3515-4153

〔非幹事保険会社〕(所得補償/GLTD/傷害・個人賠償責任・弁護士費用等補償)

損害保険ジャパン株式会社

三井住友海上火災保険株式会社

2023年9月作成 23T-001270